

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月30日
【会社名】	サンヨーホームズ株式会社
【英訳名】	Sanyo Homes Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 田中 康典
【本店の所在の場所】	大阪市西区西本町一丁目 4 番 1 号
【電話番号】	(06) 6578 - 3403 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 管理本部長 松本 文雄
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区西本町一丁目 4 番 1 号
【電話番号】	(06) 6578 - 3403 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 管理本部長 松本 文雄
【縦覧に供する場所】	サンヨーホームズ株式会社東京支店 (東京都千代田区一番町13番3号) サンヨーホームズ株式会社中部支店 (名古屋市千種区内山三丁目30番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第20回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、田中康典、山平恵子、松岡久志、松本文雄、及び世良守を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、園吉輔を選任する。

第3号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈ならびに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件  
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）美山正人氏、田中教二氏及び島崎耕造氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。

また、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度は廃止となり、重任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）田中康典、山平恵子、松岡久志、松本文雄、及び世良守の5氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で本総会終結の時までの各在任期間に対する退職慰労金を打切り支給すること、支給の時期は各取締役の退任時とし、具体的金額、支給の方法等は取締役会に一任する。

第4号議案 監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度は廃止となり、在任中の監査等委員である取締役大西誠二氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で本総会終結の時までの各在任期間に対する退職慰労金を打切り支給すること、支給の時期は退任時とし、具体的金額、方法等は、監査等委員である取締役の協議に一任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員に対する役員退職慰労金制度を廃止し、そのかわるものとして業績連動型株式報酬制度を導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				（注）1	
田中 康典	76,692	786	1		可決（99.0%）
山平 恵子	76,728	750	1		可決（99.0%）
松岡 久志	76,721	757	1		可決（99.0%）
松本 文雄	76,737	741	1		可決（99.0%）
世良 守	76,944	534	1		可決（99.3%）
第2号議案				（注）1	
園 吉輔	76,380	1,101	1		可決（98.6%）
第3号議案	76,433	1,048	1	（注）2	可決（98.6%）

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第4号議案	75,965	1,516	1	(注)2	可決(98.0%)
第5号議案	76,950	532	1	(注)2	可決(99.3%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上